

## 「税務調査」勉強会のご案内

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

税務調査は、納税者の行った申告等の計算とその内容が、税法の定めるところに従って適正になされているかを課税庁側が確認するものであり、事業を行っている以上、個人・法人を問わず回避することはできません。

平成27年度の税務調査事績として、法人税調査が9万4千件、個人事業の所得税調査が6万6千件実施されております。

本勉強会では、税務調査がどのようなものか、問題となり易いポイントなどについて当事務所所属の国税OB税理士が説明致します。

勉強会へのご参加お待ちしております。

<b>内容：</b> 1. 税務署の組織 2. 税務調査の状況 3. 事例紹介 4. 調査結果に不服がある場合の救済策、他	<b>講師：</b> 鈴木恒夫税理士事務所 所属税理士 浅川 賢治
--	---

### 講師プロフィール：

- ・東京国税局、国税不服審判所、税務大学校等に勤務
- ・国税局 調査部 特別国税調査官・統括国税調査官として法人税の調査事務を担当
- ・国税局 国税訟務官室 訟務官、国税不服審判所審判官として法人税の審理事務を担当
- ・都内税務署長を最後に退官
- ・平成27年 税理士登録
- ・平成27年6月から鈴木恒夫税理士事務所 所属税理士

**日時：**平成29年11月9日(木) 14:00~16:00

**会場：**鈴木恒夫税理士事務所 3F研修室  
ひたちなか市市毛1253-3

**参加費：**無料

**定員：**20名 ※申込期限 **11月6日(月)**までにお申込み下さい

**主催：**鈴木恒夫税理士事務所

tel:029-275-4333 (担当：小林、柏原)

----- 切り取らずにFAXして下さい -----

**参加申込書**

**FAX：029-275-4500**

貴社名：	ご参加者名：
ご住所：	電話：
	FAX：

ご記入頂きましたお客様の情報は、当事務所が開催するセミナー及び相談会・経営サポート提供などのご案内・情報提供にのみ使用致します。